

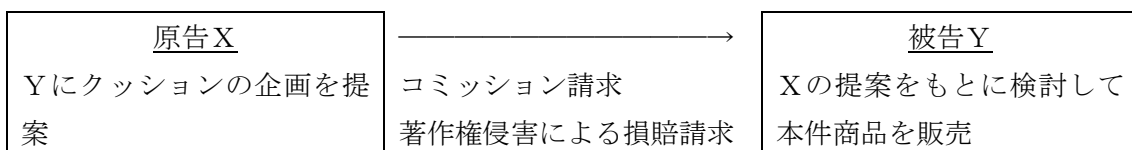
グッドコア企画事件

エクササイズやストレッチをする際の補助具に用いるクッションが、実用上の機能や目的を主とするものであって、それを離れた美的鑑賞性を有しているとはいえないとして、美術著作物に当たらないとされた事例

東京地裁令元（ワ）三四五三一、グッドコア企画事件、令三・二・一七判決
参照条文 著作権法二条・不正競争防止法二条

事案の概要

原告Xは、CG映像制作やCGシステム企画等の業務を行っている個人事業主であり、被告Yは、主にTVショッピング等でフィットネス機器や健康美容機器等を販売する会社である。本件は、Xが、Yに対して、エクササイズやストレッチをする際のX字状のクッションに関する企画（グッドコア企画）を持ち込み、打ち合わせを重ねるなどした上で、Yが商品（本件商品）を製作、販売し、Xにコミッションを支払ったのだが、その後XY間に争いが生じた。そこで、Xが、Yに対して、Yが製造販売する本件商品はXとYが共同開発したものであり、本件覚書によりXにはコミッションを受け取る権利があることの確認等と、かりに本件覚書が無効であるとすれば、Yによる本件商品の販売は著作権侵害等に当たるとして、本件商品の製造販売の差止等を求めたものである。



判決の要旨

3 争点3 (Xが本件商品に係る著作権を有しているか。)について

- (1) 本件商品は、前記前提事実(2)オによれば、エクササイズやストレッチをする際の補助具に用いるクッションであり、実用上の目的を有する工業製品に属するものであるが、他方で、証拠によれば、一般的なクッションとは異なり、長方形のクッションの四隅が斜め上方に突出することで、X字形の印象を与える形状を有するものであり、また、その突出部分には、細く長いものと短く太いものとの2種があり、突出部分と中央部分に、半球状又は半長球状の6個の突起部分が形成されているなどの特徴を有するものであると認められる(甲19, 20)。
- (2) しかし、そのX字形の形状は、幅広い体型にフィットさせるという実用目的で採用されたものであり(甲1⑮)、突出部分に2種あるのも、同様の理由による(甲3③)。6種の突起部分も、マッサージやストレッチの補助に供するという実用上の機能のために設定されたものにすぎない(甲3③～⑦, 甲16①, 甲19)。これらの事情も踏まえれば、前記の形状や特徴も含め、本件商品において、美的鑑賞の対象となり得るような何らかの創作的工夫がなされているとはいふことはできず、本件商品について、美術の著作物としての著作物性を認めることはできない。
- (3) これに対し、Xは、本件商品は、インテリア性を重視して設計されたものであり、その独創性を評価されている上、美的鑑賞性も有しているなどと主張する。しかし、本件商品の前記特徴は、そこに一定の個性の発揮をみることができるにしても、前記のとおり、実用上の機能や目的を主とするものであって、それを離れた美的鑑賞性を有しているとはいえない。Xは、何らかの個性が発揮されていれば著作物性を認め得るとも主張するが、実用目的の工業製品について、その機能や目的に供するために個性が発揮されていたとして、それを美術の範囲に属する著作物ということとはできない。
- (4) したがって、本件商品は著作物性を有さず、Xが、その著作権を有すると認めることはできず、本件商品を生産する基礎となった各種図面に対する著作権についても同様である。そうすると、予備的に、本件商品の製造、販売の差止めを求めるXの請求(請求の趣旨第3項)のうち、著作権法に基づく部分は理由がない。

解説

本件商品はエクササイズやストレッチをする際の補助具に用いるクッションであり実用品です。このような実用品を保護する制度が意匠制度であり、意匠出願をして意匠登録を受けることによって（方式主義）、登録日から20年間保護を受けられます。これに対して、著作権法による保護は何らの方式を踏む必要が無く（無方式主義）、しかも創作者の死後70年という長期間の保護ですから、実用品を著作権法で保護したら意匠制度の存在意義がなくなります。ここから、一般の著作物における創作性は単に個性の発揮があれば良いとされていますが、実用品における創作性は美的観賞性とか高度の美的創作性が要求されています。

控訴審判決の要旨〔棄却〕

控訴審・・・知財高裁令三（ネ）一〇〇二四、令三・六・二九判決
参照条文 著作権法二条、不正競争防止法二条

控訴審も同様の判断をして控訴を棄却しました。